

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝央福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び幹事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、日額5,000円を支払うことができる。なお、理事長又は理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、日額5,000円を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額15,000円を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額10,000円を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額8,000円を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、日額5,000円を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、日額5,000円を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成21年 5月28日より適用する。
この規程は、平成21年10月29日より適用する。
この規程は、平成31年 2月12日より適用する。